平成２３年（フ）第３５号
神奈川県小田原市南町３丁目２番４号、前住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原932番地の３　ファミールビラ第４仙石原
債務者　古谷　博司
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　靖志
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０号
山梨県西八代郡市川三郷町高田2758番地
債務者　依田　　力
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　關野　文士
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
福岡市博多区博多駅南４丁目９番１号
債務者　近藤　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　芳朗
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１号
宮城県黒川郡大和町吉岡東２丁目５番地の９ヒルズピュアステ参番館101
債務者　田中　　努（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　　潤
4　破産債権の届出期間　平成23年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時35分
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田166番地の１
債務者　福島　弘起
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　重也
4　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田178番地の１
債務者　福島　徳人
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　重也
4　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４号
名古屋市緑区鳴海町字上汐田178番地の８
債務者　福島　久之
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　重也
4　破産債権の届出期間　平成23年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２号
千葉県鴨川市東町1172番地４
債務者　須ケ牟田和代
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田佐知子
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１号
千葉県鴨川市江見内遠野590番地
債務者　石井　利英
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　　泰
4　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１０３号
京都市山科区西野山百々町242番地12　インサイトコート西野山101号
債務者　井ノ内靖朗
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舟木　　浩
4　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２７号
福岡市南区高木２丁目16番13号
債務者　中村　政隆
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松坂　徹也
4　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３８号
徳島県小松島市横須町16番76号　Ｐａｌａｃｅ ＨＥＲＯ103号室
債務者　**㚟**谷　英夫
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　智信
4　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
群馬県太田市大島町342番地２
債務者　河田建材店こと　河田　定久
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　昌幸
4　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８２号
宮城県石巻市桃生町中津山字中津山182番地１、住民票上の住所宮城県登米市迫町新田字大形６番地33
債務者　及川　昭一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　清則
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係